参考資料２

東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

７福地地第２５７号
平成７年８月２９日
改正　８福地地第３５７号
平成８年８月２０日
改正　９福地地第４０２号
平成９年９月３０日
改正　10福地地第６９５号
平成１１年２月５日
改正　12福地地第１５０号
平成１２年４月１日
改正　13福生地第１２６号
平成１３年４月１日
改正　14福生地第　５３号
平成１４年４月１日
改正　15福生地第５１４号
平成１５年４月１日
改正　16福生地第２１０号
平成１６年４月１日
改正　16福生地第７７６号
平成１６年８月１日
改正　17福保生地第1333号
平成１７年12月26日
改正　17福保生地第1392号
平成１８年１月13日
改正　18福保生地第 378号
平成１８年６月６日
改正　19福保生地第1551号
平成２０年１月10日
改正　19福保生地第1987号
平成２０年３月１８日
改正　20福保生地第 478号
平成２０年７月１日
改正　20福保生地第 880号
平成２０年１０月２３日
改正　21福保生地第１０号
平成２１年４月１０日

改正　21福保生地第1381号
平成２２年２月９日
改正　22福保生地第７０号
平成２２年４月２３日
改正　22福保生地第６３５号
平成２２年８月２３日
改正　25福保生地第1075号
平成２６年１月１０日
改正　26福保生地第　12号
平成26年4月10日
改正　26福保生地第 501号
平成26年7月28日
改正　26福保生地第1004号
平成27年1月8日
改正　27福保生地第 359号
平成27年6月18日
改正　29福保生地第 744号
平成29年9月28日
改正　30福保生計第 691号
平成30年6月8日
改正　31福保生計第2071号
令和元年１２月２日
改正　３福保生計第184号
令和３年４月１４日
改正　３福保生計第903号
令和３年９月１日
改正　３福保生計第2115号
令和４年３月２９日
改正　４福保生計第283号
令和４年５月１６日
改正　４福保生計第571号
令和４年８月１６日
改正　５福保生計第６０９号
令和５年６月３０日
改正　５福祉生企第５４３号
令和５年１０月２日
改正　６福祉生企第２０７号
令和６年５月８日

改正　７福祉生企第２７８号
令和７年５月２２日
改正　８福祉生企６４号
令和８年４月１６日

第１　目　　的

この要綱は、東京都福祉のまちづくり条例（平成７年条例第３３号。以下「条例」という。）第２８条に基づき、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　会長の設置及び権限

協議会に委員の互選による会長を置く。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

４　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門員は、会長が指名する。

第３　招　　集

協議会は、会長が招集する。

第４　定足数及び表決数

協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　協議会の議事は、出席した委員により調査審議するが、これらの委員の意見が一致しない場合は採決による過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　前項の場合において、会長は、委員として、採決に加わることができない。

第５　臨時委員及び専門員

臨時委員においては、条例第２８条第６号に基づく特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門員においては、同条７号に基づく専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

第６　部会及び部会長

協議会に、部会を置くことができる。

２　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

３　部会は、部会長が招集する。

４　部会長は、その部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

６　部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について協議会に報告するものとする。

第６の２　オンラインによる会議

感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、協議会にあっては会長が、部会にあっては部会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。

２　前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第４の１及び２の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

第７　幹　　事

協議会に幹事を置く。

２　幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

３　幹事は、協議会の運営について補佐をする。

第８　公　　開

協議会及び部会の会議は、公開で行うものとする。

２　協議会及び部会の会議録等は、開示を原則とする。

ただし、協議会及び部会の決定により一部非公開等の取扱いとすることができる。

第９　庶　　務

協議会及び部会の庶務は、福祉局生活福祉部において処理する。

第10　雑　　則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　　則

この要綱は、平成７年８月２９日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成８年７月１６日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成９年７月１６日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１１年２月５日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１３年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１６年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１６年８月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１７年１２月２６日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１８年１月１３日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成１８年６月６日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２０年１月１０日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２０年３月１８日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２０年７月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２０年１０月２３日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２１年４月１０日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２２年２月９日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２２年４月２３日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２２年７月１６日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２６年１月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２６年７月１６日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２７年１月８日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２９年９月２８日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成３０年６月８日から適用する。

附　　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和２年８月２６日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和３年９月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年７月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和５年７月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和５年１０月２日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別　表

政策企画局	計画調整部長
子供政策連携室	総合推進部長
総　務　局	企画担当部長
	行政部長
財　務　局	主計部長
	建築保全部長
デジタルサービス局	デジタル戦略担当部長
主　税　局	税制部長
生活文化局	企画担当部長
都民安全総合対策本部	総合推進部長
スポーツ推進本部	企画調整担当部長
都市整備局	都市づくり政策部長
	市街地建築部長
住宅政策本部	住宅企画担当部長
環　境　局	環境政策担当部長
福　祉　局	事業調整担当部長
	政策推進担当部長
	高齢者施策推進部長
	子供・子育て支援部長
	障害者施策推進部長
保健医療局	政策推進担当部長
産業労働局	企画調整担当部長
スタートアップ戦略推進本部	戦略推進部長
建　設　局	企画担当部長
	道路保全担当部長
港　湾　局	企画担当部長
交　通　局	企画担当部長
	建設工務部長
水　道　局	企画調整担当部長
東京消防庁	防災部長
警　視　庁	総務部企画課長
教　育　庁	企画部長